

令和3年度 法令周知会資料

(一社)全国陸上無線協会九州支部

住所 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル3F

電話 096-325-2612

FAX 096-324-5837

E-mail wakamiyak-kyusyu@rmk.or.jp

目 次

- 1 無線局の申請・届出と運用についてのトピックス**
- 2 登録検査等事業者等規則に関するお願いについて**
- 3 令和4年度再免許申請に係る手続き要領について**
- 4 移動無線センターの最近の取組みとMCA無線の動向について**

2021年 無線局の申請・届出と運用についてのトピックス

1. 無線局の諸手続は、局種や用途ごとに注意が必要です

- *SR（一般業務用無線）、CR（簡易無線）、MS（船舶局）、MSS（特定船舶局）を始めとする無線局の諸手続については、事前の免許や許可が必要な申請と事後の報告で良い届出があります。手続の種類にご注意ください。
- *免許人の住所が変わった場合や無線機器を交換した際の変更申請は提出漏れがないようご注意ください。
- *ガス会社で使用している無線のデジタル化等、周波数の選定が必要な案件については早めの相談とお手続きをお願いします。

2. 【全局種に共通】新スプリアス規格への移行期限が延長されました

(1)旧スプリアス規格の無線機器が令和4年11月30日以降も利用可能に

新型コロナウイルス感染拡大が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしたことにより、無線設備の更新に係る工事や機器調達の遅れが出ていることを鑑み、令和3年8月3日付けで関係省令を改正して、**旧スプリアス規格の無線設備の使用期限が「令和4年11月30日まで」から「当分の間」に変わりました。**

新型コロナウイルスの収束時期や経済が回復するまでの期間が予断をもって判断できないため、「当分の間」の具体的な期間は現時点、想定されておりません。

(2)旧スプリアス規格の無線機器を使用している免許状の附款が変更となる

上記(1)を受け、令和3年8月3日以降に旧スプリアス規格の無線機を1台でも使用している無線局の免許状につく附款の記載が変わります。

旧)

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の設備規則第7条の基準（新スプリアス規格）に合致することの確認が取れていない無線設備の使用は、**令和4年11月30日までに限る。**

新)

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の設備規則第7条の基準（新スプリアス規格）に合致することの確認が取れていない無線設備の使用は、**令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。**

現在、旧附款がついている免許状には**新附款に読み替える「みなし規定」が適用**されます。また旧附款がついた免許状は変更申請や再免許等の機会を捉え、新附款がついた

免許状に書き換えて発給します。

(3)旧スプリアス規格の無線機器を用いた開局はできない

旧スプリアス規格の無線機器の使用期限が「当分の間」となりましたが、電波の利用環境の改善維持のため、旧スプリアス規格から新スプリアス規格への移行は引き続き促進していきます。

完全移行に向けて旧スプリアス規格の無線局を増加させないことが重要なので、旧スプリアス規格による無線局の開設と変更（増設・取り替え）については従来どおり認められません。

ただし現在、有効な免許を持っている旧スプリアス規格の無線局は次の申請手続きが可能です。

- ① 再免許（再免後の免許の有効期間は原則5年間。新附款がつく）
- ② 承継（承継事実を証明する各種書類の提出と事前の許可が必要）
- ③ 廃止・新設（再免許の受付期間内に申請を提出できなかった場合など。条件有り）

(4)新スプリアス規格への移行（設備更新）は引き続き継続となる

移行期限の延長により「既に新スプリアス規格の設備に更新した免許人にとって不公平感があるのではないか？」というお声もあるかと思いますが、旧スプリアス規格の無線局には新附款により使用条件が附されることで今後の使用に一定の制約が伴うこととなり、一方で新スプリアス規格への移行は引き続き促進してまいります。

新スプリアス規格の設備に更新する際に利用できる補助金等制度がない点は従前のとおりです。

旧スプリアス規格の無線局を利用している免許人においては、機会を捉えて新スプリアス規格への対応をおこなってください。具体的な方法は次のとおりです。

- 無線機器を更新する際、新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替える。
- フィルタ挿入など無線機器の改修をおこない、新スプリアス規格へ適合させる。
- 運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認する。
- 製造業者等が測定したデータを活用する。（適合無線機器は総務省 HP で公表）
→いずれの方法も、別途、九州総合通信局への変更申請（届）や「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書」の提出が必要です。

3. 【CR 免許にのみ適用】

350MHz 帯及び 400MHz 帯アナログ方式 CR の使用期限が延長されました

(1) CRとDCRの運用数は今年も増大傾向

CR（免許局。通称「簡易無線局」）と DCR（登録局。通称「デジタル簡易無線局」）の運用局数はコロナ禍の影響を受けながらも増加傾向にあり、令和 3 年 7 月末時点で 105,952 局に達しました（令和 2 年 7 月末時点は 101,049 局）。

ここでは使用期限が延長された一部周波数のアナログ方式 CR についてご説明します。（下記の表における、**赤の点線部分**）

なお、ここで説明する骨子は電波利用ホームページにも掲載していますので、併せてご確認ください。

	免許局 (CR)	登録局 (DCR)
周波数 (A):アナログ (D):デジタル	(1)154.45~154.61MHz(A) (2)154.44375~154.6125MHz(D) (3)348.5625~348.8MHz(A) (4)465.0375~465.15、 468.55~468.85MHz(A) (5)467~467.4MHz(D) 他	(6)351.16875~351.19375MHz(D) (7)351.2~351.38125MHz(D) ※900MHz帯は除く
最大出力	5W(348MHz帯は 1W)	5W(上空使用は 1W)
移動範囲	(1)~(4)全国の陸上 (5)全国の陸上及び日本周辺海域	(6)全国の陸上及び日本周辺海域並び にそれらの上空 (7)全国の陸上及び日本周辺海域
自動識別装置(ATIS)	要(アナログのみ)	不要
呼出名称記憶装置(CSM)	要(デジタルのみ)	要
キャリアセンス	不要	要
上空使用	不可	可(上記(6)のみ)
レンタル使用(※) 	不可	可
レーザー使用	不可	可
不特定多数との通信	不可(同一免許人内に限る)	可

(2) 350MHz帯・400MHz帯のアナログ方式CRは、一定条件のもとで、令和6年11月30日まで利用可能となります

新型コロナウイルス感染拡大が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしたことにより、デジタル方式の無線設備への移行に遅れが生じていることを鑑み、激変緩和措置として令和 3 年 9 月 1 日付けで関係省令を改正しました。

この改正により、**350MHz帯・400MHz帯のアナログ方式CRの使用期限が「令和**

4年11月30日まで」から「令和6年11月30日まで」に延長されました。

現在350MHz帯・400MHz帯のアナログ方式CRを使用し、かつ免許の有効期間が「令和4年11月30日まで」の免許状をお持ちの免許人様は混乱されると思いますので、代理人の皆様におかれましてはお手数ですが丁寧な説明をよろしくお願いいたします。

各種申請における具体的なケースと手続き方法は次のとおり説明いたします。

なお、旧スプリアス規格の件と同じく、アナログ方式 CR の使用期限の延長により「既にデジタル方式の無線局に更新した免許人にとって不公平感があるのではないか？」というお声があるかと思いますが、デジタル方式 CR への移行を促進していく方針はこれまでと変わりません。またアナログ方式 CR の該当周波数は今後 DCR 等との共同使用を開始する可能性があり、その場合は使い勝手に影響が出てくることも想定されます。無線設備の耐用年数等を考慮された上で、できる限り早期にデジタル方式 CR へ移行いただきますようお願いいたします。

また、デジタル方式 CR の無線設備に更新する際に利用できる補助金等制度がない点は従前のとおりです。

■ 350MHz帯・400MHz帯アナログ方式CRの**変更申請**について

既存の免許人が既に 350MHz 帯・400MHz 帯アナログ方式 CR を運用しており、なおかつ故障端末の入れ替えを行う場合のみ工事設計の変更を許可します。

上記のケースで変更申請をおこなう際は、事項書及び工事設計書の「22 備考欄」に「この度、運用中のアナログ簡易無線局において、無線設備を同等の機種と入れ替える必要があるため、アナログ簡易無線局の変更を希望します。」と記載してください。

無線設備の変更は可能ですが、現在お持ちの免許状に記載されている免許の有効期間の変更（現在の「令和4年11月30日まで」を「令和6年11月30日まで」に変更したい等）はできません。

■ 350MHz帯・400MHz帯アナログ方式CRの**再免許申請**について

現在 350MHz 帯・400MHz 帯アナログ方式 CR を運用している既存の免許人がこれから再免許申請をされる場合、免許の有効期間は最大で「令和6年11月30日まで」となります。これは申請の際に希望して短縮（あえて「令和4年11月30日まで」に設定）することも可能です。

現在 400MHz 帯デュアル方式 CR を運用している既存の免許人が再免許申請をされる場合、免許の有効期間は最大5年となりますが、アナログ波にのみ「この周波数の使用は令和6年11月30日までに限る。」との付款がつきます。

現在 350MHz 帯・400MHz 帯アナログ方式 CR を運用している既存の免許人で、かつ免許の有効期間が「令和 4 年 11 月 30 日まで」の免許状をお持ちの場合、現行のアナログ方式無線設備のままで再免許申請が可能です。再免許申請の手続きをすることなく自動的に免許の有効期間が延長とはなりませんのでご注意ください。

この場合、新たな免許状における免許の有効期間は最大で「令和 6 年 11 月 30 日まで」となります。

もしも受付期間を超過する等で再免許申請を失念した場合、免許の有効期間がまだ残っている状態であれば事情等を勘案の上「廃止・新設」の手続きが可能です。

現在 400MHz 帯デュアル方式 CR を運用している既存の免許人で、かつ「この周波数の使用は令和 4 年 11 月 30 日までに限る。」との付款がついている免許状をお持ちの場合は、付款を「この周波数の使用は令和 6 年 11 月 30 日までに限る。」と読み替える規定が適用されます。

■ 350MHz帯・400MHz帯アナログ方式CRの承継申請について

免許の有効期間が残っている場合に限り、事情等を勘案し、許可できます。

原則「事前の申請」が必要な点、各種添付書類が揃っていないと審査できない点は従来どおりです。ご注意ください。

4. 既に提出済みのアナログ方式 CR 再免許の取り扱いについて（お預かり分）

350MHz 帯・400MHz 帯アナログ方式 CR の再免許については、免許の有効期間をこれまでどおり「令和 4 年 11 月 30 日まで」とするか、「令和 6 年 11 月 30 日まで」とするか選択していただくこととなります。陸上無線協会（九州支部）を通じて該当の代理人様に連絡しますので免許人に希望を確認の上、報告をお願いします。

400MHz 帯デュアル方式 CR の再免許については、特に希望がない限り免許の有効期間を最大 5 年とし、アナログ波にのみ「この周波数の使用は令和 6 年 11 月 30 日までに限る。」との付款がつけて新しい免許状を発給します。

以上

新スプリアス規格の無線機器への対応に関するQ & A

【外部向け】

Ver. 2.1

令和3年8月

問1 スプリアス規格はいつ改正されたのですか。

(答)

世界無線通信会議（WRC）において、無線通信規則（RR）のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正されました。これを受けて、総務省では、平成17年12月1日に無線設備規則を改正（以下「新スプリアス規格」という。）しました。

問2-1 この時期に、新スプリアスへの移行期限を延長するのはなぜか？

(答)

平成17年12月1日以前の旧スプリアス規格に適合する無線機器（旧スプリアス規格と新スプリアス規格で整合性がある一部のシステムを除き、無線局の免許が不要な無線機器を含む。）は、これまで、令和4年11月30日まで使用できることとしていました。

他方、新型コロナウイルスの拡大が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしている。例えば、設備の更新に係る工事の遅れや機器の調達の遅れなどの影響が出始めています。

各無線局の新スプリアスへの移行については、これまで、約8割の無線局が移行を完了しているが、前述のとおり新型コロナウイルス等のため、計画通りの移行が困難な旨の要望・要請が寄せられたところです。

このような状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症の拡大といった予見が困難な事態において無線局免許人等の利益を確保するとともに国民の社会経済活動に影響がないよう旧スプリアス規格の無線設備の使用期限を「当分の間」とする改正を行うものです。

問2-2 これまでの政策と大きな方向転換であり、新スプリアス規格の設備に更新した免許人にとって不公平感があるのではないか。

(答)

今般の改正は、社会経済情勢等に鑑み、新スプリアスへの移行期限を延期するものであり、新スプリアス規格への移行は継続しております。

また、改正省令において、旧スプリアス規格による無線設備を使用する免許局及び免許不要局に対しては「令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる。」旨の条件を附すこととしており、当初の移行期限以降における無線設備の使用に一定の制約が伴うこととなるため、早期に新スプリアス規格への移行を引き続き促進していくこととしております。

問 2-3 現在の免許状に旧スプリアス規格の無線設備の使用期限の条件が付されているが、どのような対応が必要となるのでしょうか。

(答)

今般の改正省令の附則において、無線局の免許状に付されている旧スプリアス規格の使用期限の条件は、付されていないこととみなす規定を設けるとともに、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない旨の条件が付されていることをみなす規定を設けていることから、特段の対応は不要となります。

今後、無線局の変更や再免許時などにおいて、新たに免許状を発給する際に、それらの条件が書き換えられることとなります。

問 2-4 「当分の間」としているが、具体的にいつまでの期間を想定しているのか？

(答)

新型コロナウイルスの収束の時期や経済が回復するまでの期間が予断をもって判断できないことから「当分の間」としています。

今後、社会経済情勢の変化や機器の買い換え等による新スプリアス規格に適合する無線設備への移行等を総合的に判断し期限を見直していくものと考えています。

問 3 新スプリアス規格へ対応するためにはどのようにすればよいでしょうか。

(答)

新スプリアス規格への対応方法は次のいずれかになります。

- ①無線機器を更新する際に新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替え
- ②運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新スプリアス規格へ適合させる
- ③運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認する

問 4 「無線機器を更新する際に新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替え」を行う場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。

(答)

無線機器の老朽化など、無線設備を更新する際に無線局の変更申請又は変更届をお近くの総合通信局へ提出し、許可等を受ける必要があります。

問 5 「運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新スプリアス規格へ適合させる」場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。

(答)

お近くの総合通信局に無線局の変更申請を提出し、当該申請の許可を受ける必要があります。その後、変更検査が不要、或いは変更検査においてスプリアスの測定が省略さ

れる場合は、フィルタを挿入した状態でスプリアスを測定し、新スプリアス規格に適合することを確認後、別紙の「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（以下「確認届出書」という。）」を提出する必要があります。

問6 「運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認する場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。」

(答)

運用中の無線機器のスプリアスを測定し、新スプリアス規格に適合することを確認後、別紙の確認届出書を提出する必要があります。

なお、製造業者等の測定データにより新スプリアス規格に適合することが確認できた無線機器（以下、「メーカー等確認設備」という。）は総務省においてホームページで公表することとしており、公表された無線機器と同一型式のものについては、確認届出書の測定データ部分の記載は必要ありません。

問6-2 定期検査や変更検査の際にスプリアスの測定がある場合に、新スプリアスの基準で測定し、合格した場合はどうなりますか。

(答)

電波法令に基づく検査においてスプリアスを新基準により測定し合格した場合は、確認届出書の提出は不要です。

問6-3 確認届出書による確認と、電波法令に基づく検査は何が違うのですか。

(答)

確認届出書による確認は、「現に免許を受けている無線局の無線設備」について、

- ・何も変更を加えないために電波法第17条及び第19条に基づく変更が生じないもの
- ・電波法令に基づく変更を行うが、許可事項ではなく届出になるもの、又は許可事項であってもスプリアスの測定が省略されるもの

について、免許人や製造業者等においてスプリアスの測定を実施することにより新スプリアス規格に適合することを確認するための任意の手続きであり、検査とは異なります。

(この Q&A では確認届出書により新スプリアスへの適合が確認できたものを「新スプリアス確認設備」と呼びます。)

問7 確認届出書の測定データ取得に必要な資格等の要件はありますか。

(答)

確認届出書による新スプリアス規格への対応については、免許人の任意の手続きであることから特に測定者の資格を制限していませんが、用いる測定器は較正等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内のものを使用することが前提となります。

なお、測定を登録検査等事業者やディーラーなどに依頼することも可能です。

測定法については、スプリアス領域における不要発射等の測定方法例（平成16年11月29日 情報通信審議会答申（諮問第2007号関係））を参照下さい。

問 8 確認届出書の提出において同一免許人が所有する同一型式の無線設備について、全ての無線設備の測定データが必要になりますか。

(答)

同一免許人が所有する複数の同一型式の無線設備（送信系統が同一とみなせるものに限ります。可変減衰器がある場合は、設定値の相違は問いません。）については、1台の測定データをもって他の無線設備の確認を可能とします。

ただし、対象無線設備のうち、製造年月が最も古いもの又は使用期間の最も長いものを測定することとし、測定の結果、新スプリアス規格に適合していることが確認できなかった場合は、残りの無線設備を個別に測定し、新スプリアス規格に適合していることが確認できたものを新スプリアス確認設備とします。

問 8-2 同一免許人が所有する同一型式の無線設備について、複数の総合通信局にまたがる場合は確認届出書の提出はどのようにしたら良いですか。

(答)

製造年月が最も古いもの又は使用期間の最も長いものを測定し、これを所管する総合通信局に確認届出書を提出するほか、それと同一型式の設備を所管する他の総合通信局にも、当該確認届出書の写しを提出して頂くようお願いします。

問 9 測定データには、いわゆる「有効期限」のような考え方はありますか。

(答)

用いる測定器が較正等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内のものであることが必要ですが、測定データ自体に有効期限はありません。（ただし、原則としてスプリアスの技術基準が改正された平成 17 年 8 月以降に測定されたデータであることが必要です。）

問 10 確認届出書の提出時期は決まっていますか。

(答)

これまで、令和 4 年 11 月 30 日までに提出をお願いしておりましたが、「当分の間」と改正することにより期限を設定しないこととします。無線設備を新スプリアス規格に適合を確認した際、確認届出書の提出をお願いします。

問 11 近日中にスプリアスと関係のない変更手続きをしようと考えているが、その際、メーカー等確認設備と同一型式の設備について、併せて確認届出書を提出したいが、どのようにしたら良いですか。

(答)

変更申請や変更届等の機会において、メーカー等確認設備と同一型式の無線設備に係る確認届出書の提出をしようとする場合は、該当する無線設備の工事設計書に確認届出書と

同等の記載項目（製造者名、型式又は名称、検定番号、技術基準適合証明番号、製造番号等。工事設計書にない項目は備考欄に記載。）を記入の上、備考欄にメーカー等確認設備と同一型式の新スプリアス確認設備である旨を記載することで、確認届出書の提出に代えることが可能です。

問 12 確認届出書の提出を電子申請で行うことは可能ですか。

（答）

確認届出書の提出は既存の電波法令に基づく手続ではないため、確認届出書の提出のみを電子申請で行うことはできませんが、電子申請時にファイルを添付できるような手続（定期検査（スプリアスの測定がある場合を除く。）の際の検査実施報告書の報告等）に併せて確認届出書の提出を行おうとする場合は、確認届出書を PDF で作成し、それを電子申請時に添付することができます。

問 13 旧スプリアス規格の適合表示無線設備（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認により表示が付された設備）を用いた開設や、その設備を追加する変更の際、検査は省略されますか。

（答）

平成 29 年 12 月以降、旧スプリアス規格での開設、追加はできないため、旧スプリアス規格の適合表示無線設備による開設や追加は、原則として新スプリアスで検査を受ける必要があります。

ただし、旧スプリアス規格の適合表示無線設備（改造していないものに限り。）のうちメーカー等確認設備と同一型式のものを用いた開設や追加については、旧スプリアス規格の無線設備の使用が可能な期間（当分の間）は、原則、これらの検査を省略可能とします（検査が必要な理由が別にある場合は、この限りではありません。）。

この場合、工事設計書の記入方法は適合表示無線設備の場合と同じように記載し、備考欄には使用する設備がメーカー等確認設備と同一型式のものであることを記載して下さい。

問 14 旧スプリアス規格の適合表示無線設備について、新スプリアスの基準で実力値を測定して確認届出書を提出したものや、検査を受けて合格したものについては、新スプリアス規格の適合表示無線設備になりますか。

（答）

旧スプリアス規格の適合表示無線設備を新スプリアス規格の適合表示無線設備とするためには、改めて新スプリアス規格により技術基準適合証明等を取り直す必要があります。

問 15 平成 29 年 12 月以降は、旧スプリアス規格の無線設備を含む無線局は、新スプリアス規格の設備への交換や、新スプリアス規格に合致させるような変更以外の手続は一切できなくなるのでしょうか。

（答）

現に免許を受けている旧スプリアス規格の無線設備については当分の間、使用可能であるため、スプリアス性能に影響を及ぼさないような変更、例えば空中線の老朽化に伴う交換や、無線設備の設置場所の変更、或いは、旧スプリアス規格の設備を残したままで新スプリアス規格の送信機を追加する等は可能です。

他方、旧スプリアス規格の送信機自体の改修又は周波数（チャンネルの設定変更のみで変更する場合を除く。）、変調方式若しくは空中線電力（増加する場合）の変更の際には、新スプリアス規格に適合する変更が必要です。

問 16 平成 29 年 12 月以降は、旧スプリアス規格の無線設備を含む無線局は、免許承継ができないのでしょうか。

(答)

旧スプリアス規格の設備が使用可能な当分の間（型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の設置が継続する間）、旧スプリアス規格の無線設備を含む無線局の免許承継は可能です。

問 17 旧スプリアス規格の設備を含む無線局について、再免許の申請期間中に申請手続を失念してしまいました。もう開局することはできないのでしょうか。

(答)

再免許手続を失念したこと等により、一旦無線局免許が失効してしまい無線局免許のない期間が生じたものは、「現に免許を受けている」に該当しないため不可となります。

ただし、「現に免許を受けている」旧スプリアス規格の無線設備について、旧スプリアス規格の無線設備が使用可能な当分の間（型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の設置が継続する間）、昭和 36 年郵政省告示第 199 号（無線局免許手続規則第十五条の五第一項第二号の規定による簡易な免許手続を行うことのできる無線局）第 1 項の条件に合致する開設（いわゆる廃止・新設による開設）は可能です。

問 18 旧スプリアス規格の設備を含む無線局について、本来であれば免許承継の手続を取りたいのですが、承継の条件に合致しないため、一旦廃止して別の免許人により開設する形態をとりたいのですが、できないのでしょうか。

(答)

前問と同じ条件において可能です。なお、昭和 36 年郵政省告示第 199 号第 3 項の条件に合致する開設も可能です。

問 19 現に免許を受けている無線局の旧スプリアス規格の設備について、設備共用により新たに使用開始したいのですが、開局することはできないのでしょうか。

(答)

「現に免許を受けている」旧スプリアス規格の無線設備について、旧スプリアス規格の設備が使用可能な当分の間（型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の

設置が継続する間)、昭和 36 年郵政省告示第 199 号第 2 項の条件に合致する開設 (いわゆる設備共用による開設。アマチュア局は当該条件に合致しません。) 又は電波法施行規則別表第二号二(12)から(14)までのいずれかの条件に合致する変更 (設備共用による変更) は可能です。

問 20 現に免許を受けている無線局の旧スプリアス規格の設備について、他の無線局に移管したいのですが、可能でしょうか。

(答)

「現に免許を受けている」旧スプリアス規格の無線設備について、旧スプリアス規格の無線設備が使用可能な当分の間 (型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の設置が継続する間)、電波法施行規則別表第二号二(15)又は(16)のいずれかの条件に合致する変更 (設備共用による変更) は可能です。

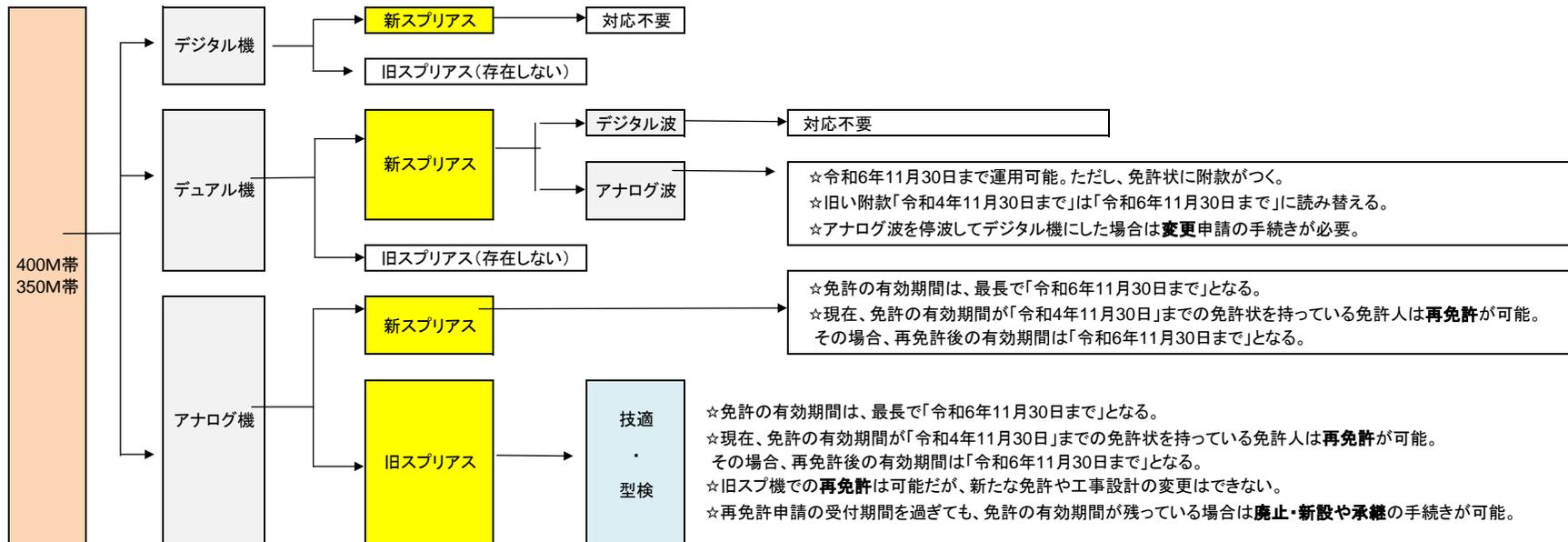
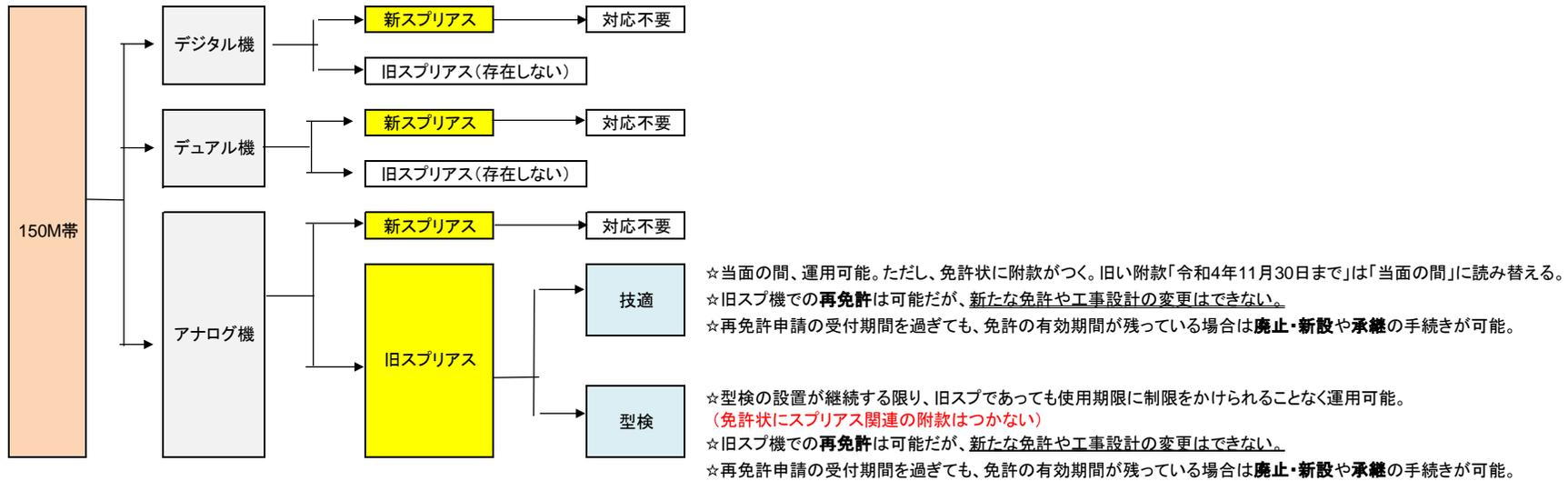
問 21 無線設備を共用している場合は確認手続をどのようにしたら良いですか。

(答)

実力値を測定する場合は確認届出書の免許人名欄を連名とし、共通となる事項以外は免許人ごとの内容 (免許番号、識別信号等) を併記することで1つの届出書として提出可能です。

なお、アマチュア局の無線設備に関しては、アマチュア局のスプリアス確認保証は無線局単位での手続となっているため、無線局ごとに手続を行う必要があります。

<参考資料3>簡易無線 免許局(CR)のスプリアス対応とアナログ波の使用期間、早見表



登録検査等事業者等規則に関するお願い

○ 登録検査等事業者に関する電子申請（登録・変更等）に関するお願い

電子申請を希望される場合は、事前に第二電磁環境担当 096-312-8256 までご連絡願います。これまでに、ご提出いただきました電子申請につきましては、内容を含め不備があり、不備返戻手続き等により、許可までに多くの時間を要しておりますので事前に当局へ添付書類等の確認をお願いいたします。

○ 点検に関するお願い

今般、未登録の点検員、未登録の測定器による点検実施報告が相次いで提出されています。今一度、点検実施前に業務実施方法書を確認していただき、点検員、測定器が登録済みであるかご確認いただきますようお願いいたします。

簡易無線局の電子申請率向上への取組について(ご依頼)

- 九州管内の局種別(簡易無線局、基地局及び陸上移動局)電子申請率の推移はグラフのとおり。
- 簡易無線局の電子申請率が、全国に比して5ポイント程低位。
- 総務省は、昨年と同様に簡易無線局の電子申請率向上に取組みます。引き続き簡易無線局の電子申請普及促進へのご協力をよろしく願います。

【簡易無線局】

九州	免許	84.08%	(法人+個人)
	再免許	75.83%	(法人+個人)
	合計	75.65%	(法人+個人+団体)

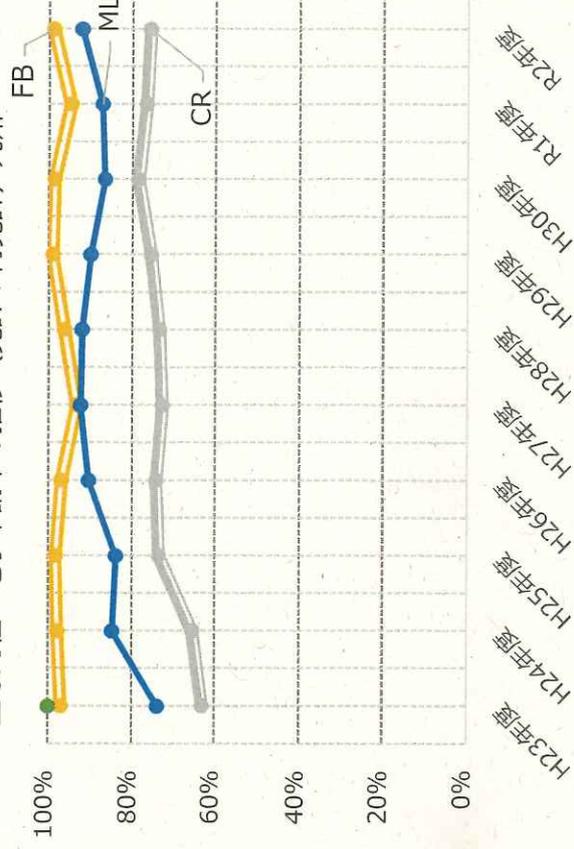
【参考】

*全国	免許	89.05%
	再免許	77.02%
	合計	80.74%

局種別電子申請率の推移(免許+再免許)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
簡易無線局	免許	59.00%	59.30%	76.80%	81.92%	80.52%	84.72%	87.15%	88.00%	83.70%
	再免許	67.50%	71.30%	70.80%	69.34%	67.87%	66.73%	68.32%	71.07%	71.15%
	合計	62.90%	65.40%	73.50%	74.14%	72.73%	73.39%	75.43%	78.45%	76.58%
全国	76.70%	78.00%	78.30%	78.45%	79.94%	78.95%	80.06%	80.18%	80.65%	80.74%
基地局	免許	96.50%	97.50%	97.20%	97.97%	90.00%	98.84%	99.46%	99.47%	99.46%
	再免許	97.70%	98.20%	99.30%	84.21%	93.71%	92.82%	94.24%	80.38%	82.63%
	合計	96.90%	97.80%	98.20%	96.86%	93.25%	96.12%	99.01%	98.56%	94.68%
全国	97.80%	99.00%	97.90%	96.46%	91.17%	94.66%	98.39%	98.57%	96.28%	97.90%
陸上移動局	免許	63.10%	65.50%	73.00%	87.31%	83.04%	85.16%	83.28%	81.59%	83.87%
	再免許	83.80%	91.30%	91.30%	93.15%	93.73%	92.68%	91.66%	88.23%	88.66%
	合計	73.90%	84.70%	83.90%	90.38%	92.29%	91.98%	89.96%	86.06%	87.21%
全国	60.40%	67.30%	74.00%	74.49%	87.51%	87.51%	83.70%	83.48%	82.54%	85.62%

主な局種の電子申請率の推移(免許+再免許)九州



本件の問い合わせ先 096-326-7849
(担当:電波利用企画課 石橋)

※開設届は含まない

令和2年度末

令和4年度再免許申請に係る手続き要領

令和3年度法令周知会資料 別冊1

RMK九州支部
九州総合通信局陸上課監修

1 対象無線局

陸上移動系

次に掲げる無線局であって、免許（承認を含む。）の有効期限が、

令和4年5月31日までの無線局

- 陸上移動業務の無線局：基地局(FB)、陸上移動局(ML)、陸上移動中継局(FBR)
- 携帯移動業務の無線局：携帯基地局(FP)、携帯局(MP)
- 無線呼出業務の無線局：無線呼出局(RP)

※RMK電子申請サポートサービスにより、対象無線局全ての電子申請が可能。

2 申請期間

陸上移動系

令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月）まで

ただし、免許の有効期限が1年以内の無線局（令和3年6月1日以降に免許の有効期間短縮希望で免許を受けた無線局）については、令和4年4月30日まで申請できます。

なお、提出期限間際の提出や提出失念による無線局の失効を避けるため、なるべく余裕を持っての提出（12月～1月中）をお願いします。

特に、提出期限間際の電子申請の場合は内容に誤記（免許番号等）があれば、当支部から九州総合通信局への電子申請（データ送信）が受けられず、無線局の免許が失効するという事態も想定されます。

従いまして、書類・電子申請とも支部への提出期限は、令和4年2月18日（金）厳守をお願いします。

また、電子申請される場合は、受信確認のため、常に「開封済メッセージ」を要求するようメール設定をお願いします。

3 提出書類及び部数

提出が必要な書類及びその部数は、次の表のとおりです。（電子申請の場合は、電子データの送信ですので、書類申請のように提出部数の概念はありません。）

無線局の種別	提出書類	様式(※1)	提出部数
固定局、基地局、 携帯基地局 陸上移動中継局 無線呼出局	無線局再免許申請書	別表第一号	1部
	無線局事項書	別表第二号第2(※2)	2部
	工事設計書(固定局以外)	別表第二号の二第2	2部(※3)
	工事設計書(固定局)	別表第二号の二第3	
陸上移動局、携帯局 簡易無線局	無線局再免許申請書	別表第二号の三第1	1部(+1部(※4))
MCA陸上移動局	特定無線局の無線局 事項書・工事設計書	別表第二号の四	1部(+1部(※4))

※1 各提出書類の様式は、無線局免許手続規則（以下「免許規則」という。）の別表各号に規定されています。

※2 無線局事項書に記載する欄は、FB、FPとも原則「1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 14, 15」の各欄です。書類申請の場合は、事項書1枚目のみでも構いません。（電子申請の場合は、RMK電子申請サポートのシステム上、事項書1枚目と2枚目はセットになっています。）

※3 免許規則第18条の2の規定により、免許の期間中において工事設計書の内容に変更がなかったとき、または、変更があった場合で全ての事項を記載した工事設計書を当該変更申請書（届）に際して提出しているときは、工事設計書の提出を省略することができます。なお、この場合は、無線局事項書の4「継続開設を必要とする理由」又は21「備考」欄にその旨を記載して、工事設計書の添付を省略してください。

※4 無線局管理上、RMKの「写し証明」が必要な方は、許可になって、免許状到着後、ML（MP）の再免許申請書の写し1部を返信用封筒とともに郵送願います。（ML（MP）については、事項書・工事設計書の写しの備付け義務がないため、再免許申請の際は、事項書・工事設計書の提出は不要です。ただし、MCA特定無線局は事項書・工事設計書の提出が必要です。）

◎ 支部へ再免許申請書を提出（書類申請は郵送、電子申請はデータ送信）する場合は支部での審査・照合のため、該当する事項書・工事設計書の写しをPDF送信又は郵送、FAX等で送付願います。

なお、電子申請（電子データ送信）の場合で、無線局管理上又は免許人備付け用として、紙ベースによるRMKの「写し証明」が必要な方は、許可になって、免許状到着後、電子データを印刷したものを返信用封筒とともに郵送願います。

4 申請書類作成上の留意点

申請書、無線局事項書及び工事設計書の作成に当たっては、免許規則の規定（別表各様式の注意書きを含む。）によるほか、以下の点に留意してください。

(1) FB（FP）とML（MP）の双方が再免許対象の場合は、FB（FP）の再免許申請書（かがみ）の⑤「備考」欄に「ML（MP）×○局同時電子（又は書類）申請」と記載し、FB（FP）とML（MP）をまとめて提出してください。

(2) 現状との相違

① 住所移転ではない場合の住所の相違や製造番号等の誤記の場合

市町村合併や住居表示の変更により「免許人の住所」が変更になっている場合等、無線局事項書及び工事設計書の記載事項が現状と相違しているもの（記載に誤りがあったものを含む。）については、該当部分には現状を記載するとともに、下記例を参考に「対比一覧表」を作成し添付してください。

【例】 無線局事項書及び工事設計書記載事項対比一覧表

免許人名

免許番号	無線局の種類	識別信号	訂正部分	訂正前	訂正後	訂正理由
九基第****号	FB	□□□□	免許人住所	〇〇市△△△ 1234-5	〇〇市△△△ 5-4-321	住居表示の変更
九移第\$\$\$\$号	ML	◇◇◇◇	製造番号	ABC0123456	ABC0123789	誤記
九移第++++号	MP	☆☆☆☆	無線設備の 常置場所	◎◎市××10-1 ▽▽事務所内	◎◎市××10-1 ▲▲出張所内	組織名の変更

② 住所移転等の場合

住所移転に伴う無線設備の常置場所の変更や社名変更（有限会社から株式会社への変更を含む。）等については変更（届）が、その他、設置場所や送受信機等の設備を変更する場合等は変更申請が、再免許申請書提出前に必要となります。（下記「5再免許対象無線局に係る変更申請等の手続きについて」を参照。）

(3) 免許の有効期間の短縮を希望する場合（ただし、再免許時しか短縮できません。）

その旨を事項書1枚目の12「希望する免許の有効期間」欄に記載してください。

(4) 「基地局」、「携帯基地局」、「無線呼出局」関係

無線局管理責任者の「役職」及び「連絡先（電話番号）」は事項書2枚目の21「備考」又は事項書1枚目の4「継続開設を必要とする理由」欄に記載していましたが、防災、消防及び水道等関係無線局（地方公共団体等無線局）を除き、記載不要です。なお、地方公共団体等無線局の書類申請で事項書1枚目のみを提出する場合の無線局管理責任者の記載は、4「継続開設を必要とする理由」欄です。（電子申請で事項書1、2枚目を提出する場合の記載は、21「備考」欄です。）

また、当該無線局の無線設備を他の無線局と共用している場合は、その共用している「無線局の種類」、「免許番号」を事項書2枚目の24「備考」欄に記載してください。

(5) 郵便番号が複数（通常の番号と大口事業所個別番号等）ある場合は、通常の番号による

こととし、町名等のフリガナは郵便番号簿のフリガナによります。

(6) 目的(コード)、通信事項(コード)の改正について「別紙1」

5 再免許対象無線局に係る変更申請等の手続きについて

再免許申請の対象となる無線局について、無線設備等の変更が予定されている場合は、できる限り再免許申請前に変更申請（届）を行い、許可等を受けて下さい。

なお、やむを得ず、再免許申請書提出後に変更申請（届）を行う場合は、以下を参考としてください。（不明な場合は、支部へ連絡してください。）

● 基地局等の設置場所を変更する場合（電波法第 17 条第 1 項）	無線局変更申請
● 陸上移動局の常置場所を変更する場合（施行規則第 43 条第 3 項）	無線局変更届
● 免許人の地位承継がある場合（電波法第 20 条）	
相続があった場合	免許承継届
合併又は分割をする場合	免許承継申請
事業譲渡をする場合	免許承継申請

(1) 変更申請（届）の場合

① 変更申請（届）と再免許申請書を同時に提出する場合

再免許申請書に「変更申請（届）を提出している。（変更内容の概要を記載（例：設置場所変更申請提出、常置場所変更届提出等）」旨、付箋をつけるとともに、再免許申請書及び事項書等は、

- ・ 変更申請の場合で変更検査を要しないものは、許可されることを前提に、変更後の内容を記載してください。
- ・ 変更申請の場合で変更検査を要するものは、個別対応となりますので、支部へ連絡してください。
- ・ 変更届の場合は、受理されることを前提に変更後の内容を記載してください。

② 再免許申請書提出時点において、申請書を提出した後、変更申請（届）を行うことが分かっている場合（再免許申請書提出後、免許の有効期限までの間にやむを得ず変更申請（届）を行うことが予定されている場合）

再免許申請書に「変更申請（届）が予定されている。（変更予定日及び変更内容の概要を記載（例：3月中旬設置場所変更申請予定、3月下旬常置場所変更届予定等）」旨、付箋をつけるとともに、再免許申請書及び事項書等は、現状の内容を記載してください。（変更申請（届）の手続きは、別途、適切な時期に行ってください。なお、状況変化により、変更申請（届）の手続きを行わなくなった場合は支部へ連絡してください。）

③ 再免許申請書提出時点では変更申請（届）を行うことが分かっていない場合

再免許申請書提出時点では変更申請（届）を行うことが分かっておらず、再免許申請書提出後から免許の有効期限までの間に変更申請（届）をやむを得ず行う必要が生じた場合は、その時点で九州総合通信局に相談しますので、支部へ連絡してください。

(2) 免許承継の場合

- ①再免許申請書提出時点において、申請書を提出した後、免許承継を行うことが分かっている場合（再免許申請書提出後、免許の有効期限までの間に免許承継を行うことが予定されている場合）

再免許申請書に「〇月〇日頃、免許承継が予定されている。」旨、付箋をつけるとともに、再免許申請書及び事項書の7の欄の住所、氏名は免許承継後の免許人及び新住所を記載してください。（免許承継の手続きは、別途、適切な時期に行ってください。なお、状況変化により、免許承継の手続きを行わなくなった場合は支部へ連絡してください。）

- ②再免許申請書提出時点では免許承継を行うことが分かっていない場合

再免許申請書提出時点では免許承継や変更申請（届）を行うことが分かっておらず、再免許申請書提出後から免許の有効期限までの間に免許承継を行うことが分かった場合は、分かった時点で九州総合通信局に相談しますので、支部へ連絡してください。

(3) 再免許対象局の一部を再免許しない場合

再免許申請書の提出に際しては、申請者（免許人）と再免許対象局の現状について十分確認いただき、提出してください。なお、再免許対象局の一部を再免許しない場合は、再免許申請書備考欄に「免許番号〇〇（識別信号△△）は再免許しません。」と記載してください。

6 その他

(1) 事項書・工事設計書写しの備付け義務について

免許人には、F X、F B（F P）については事項書・工事設計書の写しの備付け義務があります。（ML（MP）には備付け義務なし。）

このため、紙申請によるF X、F B（F P）の再免許申請の場合は、事項書・工事設計書を2部提出し、うち1部は提出書類の写しであることを九州総合通信局長が証明して申請者（免許人）に返されます。

なお、電子申請の場合の事項書・工事設計書の写しの備付け方法としては、電子データを印刷して紙ベースで備付ける又は、PDFファイルにしてCD-Rに記録して備付ける等の方法があります。紙ベースで備付ける方法のうち、RMKの「写し証明」が必要な方は、許可になって免許状到着後に電子データを印刷したものを返信用封筒とともに郵送いただければ、RMKの写し証明印を押印し返送します。

(2) 無線局再免許申請書等の様式について

（一社）全国陸上無線協会 (<http://www.rmk.or.jp>) 又は総務省電波利用ホームページから入手できます(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/index.htm>)

※簡易無線局（CR）の申請について

◎簡易無線局（CR）は令和3年度（4月1日）から中国支部で処理を行っております。

電子申請の送付アドレスは denshi-chugoku-kcr@rmk.or.jp です。

（注）陸上移動局等の簡易無線局以外の無線局を誤って中国支部へ送信された場合には中国支部から九州支部へ提出してくださいとの連絡がありますので、再度九州支部へ送付してください。

◎申請書及び委任状のあて先は従来どおり「九州総合通信局長」のままで提出してください。

◎処理方法としては、これまで毎週（金）に免許・許可されていましたが、今後は曜日指定なしで免許・許可されます。

◎簡易無線の紙申請についてはこれまでどおり九州支部へ提出してください。

◎変更申請書の事項書及び工事設計書作成の作成は、「免許番号が連番」、「識別信号が連番」、「技適が同一」、「常置場所が同一」かつ「免許日と有効期間が一緒」の場合のみ同一にすることができます。

◎防災行政用無線局と接続されている無線局において、代表者変更の際、“新しい”運用協定書の添付をお願いします。

◎事項書及び工事設計書、免許状のPDFの添付をお願いします。

添付されていない方もたまにいらっしゃいます。

◎急ぎの案件は、工事や納入日などを確認していつまでに処理を完了してほしい等、希望日をメールに記載して下さい。

例えば、

- 9月第1週に免許を希望します
- 10月1日を処理完了希望
- 9月中の処理完了希望



目的(コード)、通信事項(コード)の改正について

1 免許申請書等に記載する目的(コード)、通信事項(コード)については、見直し(従来の目的区分138→9、通信事項区分221→124)があり、平成25年3月28日に関係規定類の改正、平成26年5月7日から施行されました。今後の申請の参考とするため、支部でのこれまでの取り扱い事例をとりまとめました。

2 改正内容

目的(コード)、通信事項(コード)の改正内容(以下:参考例)

担当	無線局の種類別	目的・通信事項	改正前		改正後	
			項目	コード	項目	コード
私企業	教育関係無線局*	目的	教育用	EDC	実験試験用	EXP
		通信事項	教育に関する事項	EDC	教育に関する事項	EDC
	自動車学校関係無線局	目的	自動車教習用	EDT	一般業務用	GEN
		通信事項	自動車の教習に関する事項	EDT	自動車の教習に関する事項	EDT
	医療・福祉関係無線局	目的	医療・福祉用	RXW	一般業務用	GEN
		通信事項	医療業務に関する事項	RXW	医療業務に関する事項	RXW
	一般無線業務関係無線局	目的	一般無線通信業務用	SRA	一般業務用	GEN
		通信事項	一般無線通信業務に関する事項	SRA	一般業務用通信に関する事項	GEN
			施設の保守・管理に関する事項	OUT		
			開発事業に関する事項	TSW		
			奉仕活動に関する事項	SRH		
			公園管理に関する事項	GMI		
			選挙活動に関する事項	SRS		
	作業員の安全確保に関する事項	SRC				
	土木建設関係無線局	目的	土木建設・工事・測量事業用	BDD	一般業務用	GEN
		通信事項	土木建設事業に関する事項等	BDD	一般業務用通信に関する事項	GEN
			設備工事事業に関する事項	BDG		
			測量・設計事業に関する事項	BDN		
	作業連絡関係無線局	目的	作業連絡用	OTA	一般業務用	GEN
		通信事項	作業連絡に関する事項等	OTA	一般業務用通信に関する事項	GEN
航空燃料輸送事業に関する事項			OTF			
製造販売関係無線局	目的	製造販売修理事業用	MMS	一般業務用	GEN	
	通信事項	製造販売修理に関する事項	MMS	一般業務用通信に関する事項	GEN	
サービス事業関係無線局	目的	サービス事業用	JAS	一般業務用	GEN	
	通信事項	サービス事業に関する事項	JAS	一般業務用通信に関する事項	GEN	
農協関係無線局	目的	農業用	AGA	一般業務用	GEN	
	通信事項	農業協同組合の業務に関する事項	AGN	一般業務用通信に関する事項	GEN	
石油業用無線局	目的	石油事業用	KGO	一般業務用	GEN	
	通信事項	石油事業に関する事項	KGO	一般業務用通信に関する事項	GEN	
公益	簡易無線局	目的	簡易な業務用	CRA	簡易無線業務用	CRA
		通信事項	簡易な事項	CRA	簡易な事項	CRA
	タクシー関係無線局	目的	自動車運送事業用	LCI	一般業務用	GEN
		通信事項	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
	バス関係無線局	目的	自動車運送事業用	LCI	公共業務用	PUB
		通信事項	一般乗合旅客自動車の安全運航に関する事項	LCI	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
			一般貸切旅客自動車の安全運航に関する事項	LCH		
特定旅客自動車の安全運航に関する事項	LCE					

担当	無線局の種類別	目的・通信事項	改正前		改正後	
			項目	コード	項目	コード
公益	貨物自動車関係無線局	目的	自動車運送事業用	LGI	一般業務用	GEN
		通信事項	貨物自動車の運航に関する事項	LCK	貨物自動車の運行に関する事項	LCK
			現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
	鉄道関係無線局	目的	鉄道軌道事業用	LCL	公共業務用	PUB
		通信事項	鉄道・軌道の貨客車の安全運航に関する事項	LCL	鉄道・軌道の貨客車の安全運航に関する事項	LCL
	ガス関係無線局	目的	ガス事業用	GAS	公共業務用	PUB
		通信事項	ガス事業に関する事項	GAS	ガス事業に関する事項	GAS
	警備保障関係無線局	目的	警備保障用	PTG	一般業務用	GEN
		通信事項	警備保障業務に関する事項	PTG	警備保障業務に関する事項	PTG
	構内無線局	目的	構内無線業務用	OTY	一般業務用	GEN
		通信事項	構内無線業務に関する事項	OTY	一般業務用通信に関する事項	GEN
	新聞用無線局	目的	ニュースの取材及び速報事業用	NPW	一般業務用	GEN
		通信事項	ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW	ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
	索道用無線局	目的	索道用	LCA	公共業務用	PUB
通信事項		索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA	索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA	
消防用無線局	目的	消防用	FIR	公共業務用	PUB	
	通信事項	消防事務に関する事項	FDA	消防事務に関する事項	FDA	
		消防の任務に関する事項	FIR			
		消防防災事務に関する事項	SHJ			
防災対策に関する事項	DAB	防災対策に関する事項	DAB			
防災行政用無線局	目的	防災行政用	DAI	公共業務用	PUB	
	通信事項	防災行政事務に関する事項	DAI	防災行政事務に関する事項	DAI	
	防災行政事務に関する事項			防災行政事務に係る無線設備の運用監理に関する事項(アンサーバック)	DAK	
地域振興関係無線局	目的	地域振興用	LAO	一般業務用	GEN	
	通信事項	地域振興に関する事項	LAO	地域振興に関する事項	LAO	
教育委員会用無線局*	目的	地方行政事務用	LGO	公共業務用	PUB	
	通信事項	地方行政事務に関する事項	LGO	地方行政事務に関する事項	LGO	
上下水道用無線局	目的	上下水道事業用	WRU	公共業務用	PUB	
	通信事項	上下水道事業に関する事項	WRU	上下水道事業に関する事項	WRU	
日本赤十字用無線局	目的	赤十字用	RXY	公共業務用	PUB	
	通信事項	赤十字に関する事項	RXY	赤十字に関する事項	RXY	
災害対策協議会	目的	防災対策事業用	DAB	公共業務用	PUB	
	通信事項	防災対策に関する事項	DAB	防災対策に関する事項	DAB	
水防用無線局	目的	水防用	RDR	公共業務用	PUB	
	通信事項	水防事務に関する事項	RDR	水防事務に関する事項	RDR	
電源開発無線局	目的	公共事業用	EPA	公共事業用	PUB	
	通信事項	電気事業に関する事項	EPA	電気事業に関する事項	EPA	
官庁	実験試験局	目的	実験試験用	EXP	実験試験用	EXP
		通信事項	電波伝搬試験に関する事項	OTW	実験、試験又は調査に関する事項(アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。)	EXP
			教育に関する事項	EDC	教育に関する事項	EDC
公社用無線局	目的	公社用	RDK	公共業務用	PUB	
	通信事項	道路管理に関する事項	RDK	道路管理に関する事項	RDK	

担当	無線局の種別	目的・通信事項	改正前		改正後	
			項目	コード	項目	コード
航空	航空関係無線局	目的	航空関係事業用	ACX	一般業務用	GEN
		通信事項	飛行場における地上管制に関する事項	ACY	飛行場における地上管制に関する事項	ACY
海上	水先・引き船関係無線局	目的	水先・引き船業務用	HSP	一般業務用	GEN
		通信事項	水先業務に関する事項等	HSP	水先・引き船に関する事項	HSP
			操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	HSL		
			船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
	港湾関係無線局	目的	港湾運送事業用	HSW	一般業務用	GEN
		通信事項	港湾運送事業に関する事項	HSW	港湾運送事業に関する事項	HSW
目的		港湾工事用	HSM	一般業務用	GEN	
通信事項		港湾工事に関する事項	HBW	港湾工事に関する事項	HBW	
その他	電気通信事業用無線局	目的	電気通信事業用	CCC	公共業務用	PUB
		通信事項	電気通信事業運営に関する事項	CCM	電気通信事業運営に関する事項	CCM

*印は、免許人により担当課(陸上課又は航空海上課)に分かれる。

(注)上記表にない場合は、支部事務局にお問合せ下さい。

RMK 電子申請サポートサービスの手引き

令和3年度法令周知会資料 別冊2

I 電子申請サポートサービスの内容

電子申請サポートサービス	Word ファイルの様式
1 簡易無線局 (CR) (1) 免許、変更、再免申請 (2) 登録局の登録申請 (3) 登録局の変更申請 (4) 登録局の開設届、同変更届 (5) 包括登録局 (6) 登録局の運用の特例に係る届出 (レンタル) (7) 登録状の訂正	cr2020a kobetsu2020a tourokuhk2020a kaisetsu2020a houkatsu2020a rental2020a tourokujteisei2020a
2 陸上移動局 (ML)、携帯局 (MP) (1) 免許、変更 (2) 再免許 (3) MCA の免許、変更、再免許	mlmp2020a saimen2020 b mca2020 b
3 基地局 (FB)、携帯基地局 (FP)、無線呼出局 (RP)	fb2020a
4 固定局 (FX)	fx2020a
5 無線局の検査等に関する手続き (1) 工事落成届 (2) 工事完了届 (3) 無線設備等の点検実施報告書(*) (*添付書類 (点検結果通知書、委任状等) は、それぞれPDFファイルにして Word ファイルと同時にEメールで送信してください。	kensa2020a // //
6 免許状(登録状)の再交付申請	menkyojsaik2020a
7 無線局免許状訂正申請書	menkyojteisei2020a
8 無線局の廃止届 (事前届)	haishi2020a
9 登録局の廃止届 (事後届)	tourokuhaishi2020a

・本部HPから電子申請サポートシステムをダウンロードし、各手続に応じたワードファイルをご利用ください。

・記載要領は本部HPに掲載 (不明な場合は、支部へお問合せください。)

申請等手数料の比較

無線局の種別等	空中線電力等	電子申請手数料 (円)		書類申請手数料 (円)	
		免許申請	再免許申請	免許申請	再免許申請
CR, FB, ML 等	1W以下	2,550	1,500	3,550	1,950
	1W超5W以下	3,050	2,400	4,250	3,350
	5W超10W以下	4,500	3,250	6,700	4,950
	10W超50W以下	10,400	4,500	14,600	6,700
CR	登録	1,700	1,050	2,300	1,450
	包括登録	2,150	1,400	2,900	1,850
MCA	包括免許	7,300	3,350	10,200	4,800
点検実施報告書		2,450		2,550	

注 表中、「免許申請」及び「再免許申請」とあるのは、CRの「登録」及び「包括登録」の項については、「登録申請」及び「再登録申請」と読み替えてください。

II 電子申請サポートサービスを始めて利用する際の留意事項

- 1 九州総合通信局長へ提出する委任状（RMK九州支部経由）は2種類。（RMKのホームページからダウンロード）
 - (1) 会員→九州総合通信局長へ（電子的代行委任状：記載例「別紙1」：初回のみ提出）
電子的代行委任状は九州総合通信局に登録するので、次回からは提出不要
 - (2) 申請者→九州総合通信局長へ（電子申請用委任状：記載例「別紙2」：電子申請の都度、提出）
- 2 電子申請用wordファイルの入手法
RMKのホームページ（ユーザー名：rmk、パスワード：denpa3301）から電子申請サポートシステムをダウンロードし、各手続に応じた電子申請用wordファイルを利用する。
ダウンロードの際は以下のとおり、パソコンのセキュリティ設定を2度「中」にする必要あり。
 - ① ダウンロード前に、インターネットのセキュリティの設定を「中」（インターネット画面→ツール→インターネットオプション→セキュリティ→既定のレベル）にして、ダウンロードし、「開く」ではなく、「保存」をクリックし、一度保存（ファイル名は変更しない）。
 - ② 申請書作成のために、保存した電子申請用wordファイルを開くときは、wordのマクロのセキュリティの設定を「中」（wordのツール→マクロ→セキュリティ）にして、開き、マクロを有効にして、ユーザーメニュー画面が表示されれば、正常動作。
なお、作成した後、ユーザーメニュー画面の「データチェック（入力したwordファイルのデータをチェック）」して、エラーがないことを確認してから、新しいファイル名で保存。（ファイル名のつけ方：局種・申請種別・局数・（会員番号・免許人名）：例：ML再5局(40333陸無協)）
- 3 電子申請書の送付法
作成した電子申請書は、受信確認のため、常に「開封済メッセージ」を要求するようメール設定し、RMK九州支部（denshi-kyusyu@rmk.or.jp）へ送信。なお、紙の電子申請用委任状は、郵送又はPDFファイルにして電子申請書とともに添付送信。
（委任状が複数存在する場合（包括委任の場合等）のPDFファイルの作成は、個々にPDFにするのではなく、まとめて1つのPDFにしてください。）
- 4 電子申請に係る免許申請手数料の納付法
RMK九州支部は収納機関からの納付請求（電子納付書）をFAXにより、会員へ送付。会員は電子納付（ゆうちょ銀行等のATMからペイジー（国庫金電子収納システム））により振り込む。（手数料無料）
- 5 九州総合通信局は免許申請手数料の振込を確認後、免許処理。（振り込まないと免許のための審査が始まらないので、早期に振り込む。）
- 6 RMK九州支部は免許状及び事項書・工事設計書（RMK写し証明）を会員へ郵送。
- 7 その他の注意事項：「別紙3」
- 8 アドインが無くなった場合の対処方法(別紙4)

電 子 的 代 行 委 任 状

令和 年 月 日

九州総合通信局長 殿

法人又は個人の区別 法人 / 個人

〒 860-0806

フリガナ クマモトケンクマモトシチュウオウクハナバタチョウ5-1

住 所 熊本県熊本市中央区花畑町5-1

フリガナ ユウゲンカイシャリクジョウムセン

氏名又は名称 有限会社陸上無線

氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク リクジョウ ジロウ

代表者名(役職、氏名) 代表取締役 陸上 次郎 ㊞

電 話 番 号 096-326-2600

私は、次の者を電子的代行者と定め、無線局の電子申請(届け出事項を含む)に関して私と総務省間の電子的代行行為の権限を委任します。

法人又は個人の区別 法人

〒

101-0054

フリガナ

トウキョウトチヨダクカンダニシキチョウ4-1

住 所

東京都千代田区神田錦町 3-6

フリガナ

イッパンシャダンホウジンセンコクリクジョウムセンキョウカイ

氏名又は名称

一般社団法人全国陸上無線協会

氏 名(役職、氏名)

会長 桂 靖雄

連絡者所属氏名

一般社団法人全国陸上無線協会九州支部 事務局長 若宮 勝己

連絡者住所

860-0806 熊本市中央区花畑町4-1

電 話 番 号

096-325-2612

委任状

令和 年 月 日

九州総合通信局長 殿

法人又は個人の区別 法人 / 個人

〒 860-0806

フリガナ クマモトケンクマモトシチュウオウクハナバタチョウ1-1

住 所 熊本県熊本市中央区花畑町1-1

フリガナ カブシキカイシャリクジョウムセン

氏名又は名称 株式会社陸上無線

氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク リクジョウ イチロウ

代表者名(役職、氏名) 代表取締役 陸上 一郎 ⑩

電話番号 096-326-2600

私は、次の受任者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

《受任者》

法人又は個人の区別 法人 / 個人

〒 860-0806

フリガナ クマモトケンクマモトシチュウオウクハナバタチョウ5-1

住 所 熊本県熊本市中央区花畑町5-1

フリガナ ユウゲンカイシャリクジョウムセン

氏名又は名称 有限会社陸上無線

氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク リクジョウ ジロウ

代表者名(役職、氏名) 代表取締役 陸上 次郎 ⑩

電話番号 096-326-2600

(記)

1. 電波法に基づく無線局の各種申請、届出等に係わる一切の権限。
2. 上記に関し、復代理人を選任および解任する権限。
3. 電子的代行者を選任および解任する権限。以上

電子申請の提出時の注意事項（誤記の多い例）

- 市町村コードの誤り（合併前コード使用）
- 市町村コードと住所（漢字、カナ）の確認（例：40349 フクオカケン 糟屋郡粕屋町、42204 カスヤグンカスヤマチ
イサハヤシ ナガサキケン 諫早市、43482 アシキタグンアシキタマチ 葦北郡芦北町、45440 クマモトケン 熊本県 ミヤザキケンニシウスギンタカチホチョウ 宮崎県西臼杵郡高千穂町等）
- 申請者・代理人・連絡責任者の住所について〇〇県の記載漏れ（住所は〇〇県から記載する必要）
- 委任状の申請者の代表者名のフリガナ及び郵便番号の記載漏れ
- 郵便番号が複数（通常の番号と大口事業所個別番号等）ある場合は、通常の番号によることとし、町名等のフリガナは郵便番号簿のフリガナによる。

- 表紙及び事項書・工事設計書について（記載様式例：変更申請）

①無線局の種別及び局数	②識別信号	③免許番号	④免許の年月日
簡易無線局10局	りくむ1～5、りくむ6、りくむ7～8、りくむ9、りくむ10	九K第100号～九K第104号、九K第200号、九K第300号～九K第301号、九K第410号、九K第990号	H 28.2.1、H 28.3.1、H 28.2.1、H28.2.1、H28.2.1

ア ②の識別信号区分と③の免許番号区分は対比していること。

イ ④の年月日が全て同一であれば（例）H28.2.1 1個でOK

5つの区分の中に一つでも違う免許の日が有れば全て記載すること。

ウ ②の識別信号の記載数と事項書・工事設計書の枚数は同数であること。（※表紙の②識別信号の欄の記載数と事項書・工事設計書の枚数が同一ではないまま提出されるケースが見受けられますので要注意。）

- フリガナの記載

書類申請の場合の住所記載の場合	電子申請の住所記載の場合
クマモトシチュウオウクハナバタチョウ	クマモトケンクマモトシチュウオウクハナバタチョウ <u>4-1</u>
熊本市中央区花畑町4番地1号	熊本県熊本市中央区花畑町 <u>4-1</u>

- 複数局・1事項書の一部機器取替の場合は、「事項書・工事設計書を分割致します」と記載しますが、分割後のそれぞれの事項書・工事設計書にも「事項書・工事設計書を分割致します」と記載。
- 備考欄：「新スプリアス」又は「旧スプリアス」の記載洩れ。

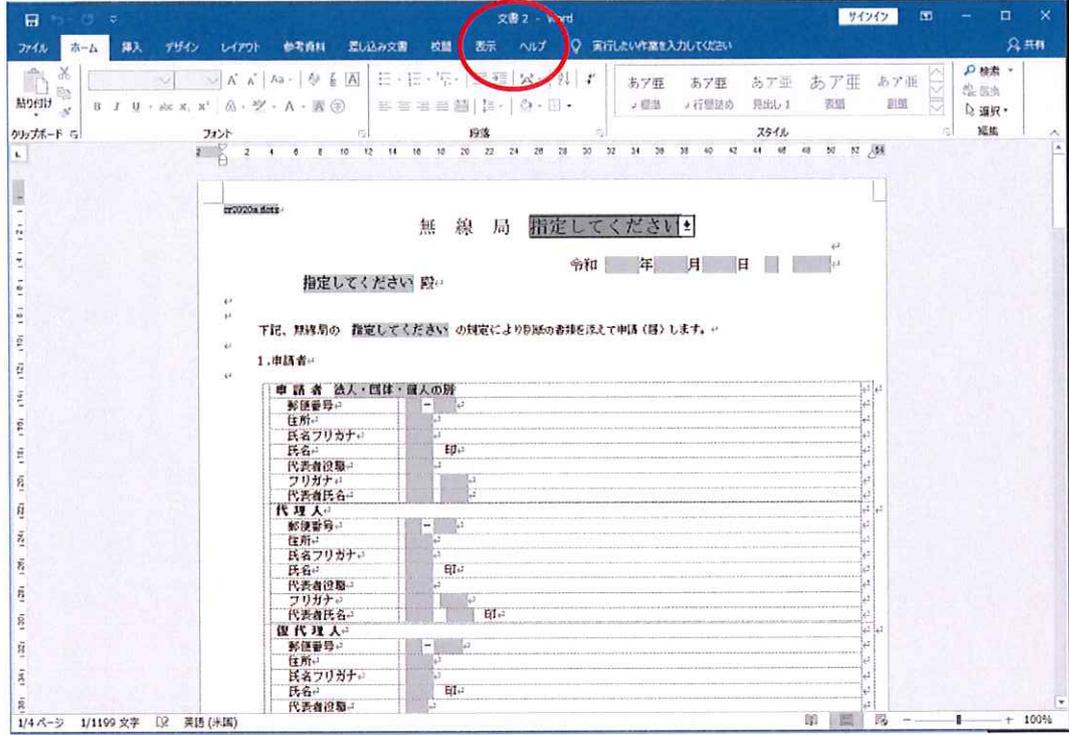
- * 電子申請書に入力・作成した後、「データチェック・入力にある（word ファイルのデータをチェック）」して、入力エラーがないことを確認してから、免許人名などの新しい名前でも保存したものを支部へ送信してください。
- * 再免許申請の場合は、提出期限に余裕を持つての提出をお願いします。（提出期限間際の場合は、事前連絡をお願いします。）

陸無協の「メニュー」が消えた時は…

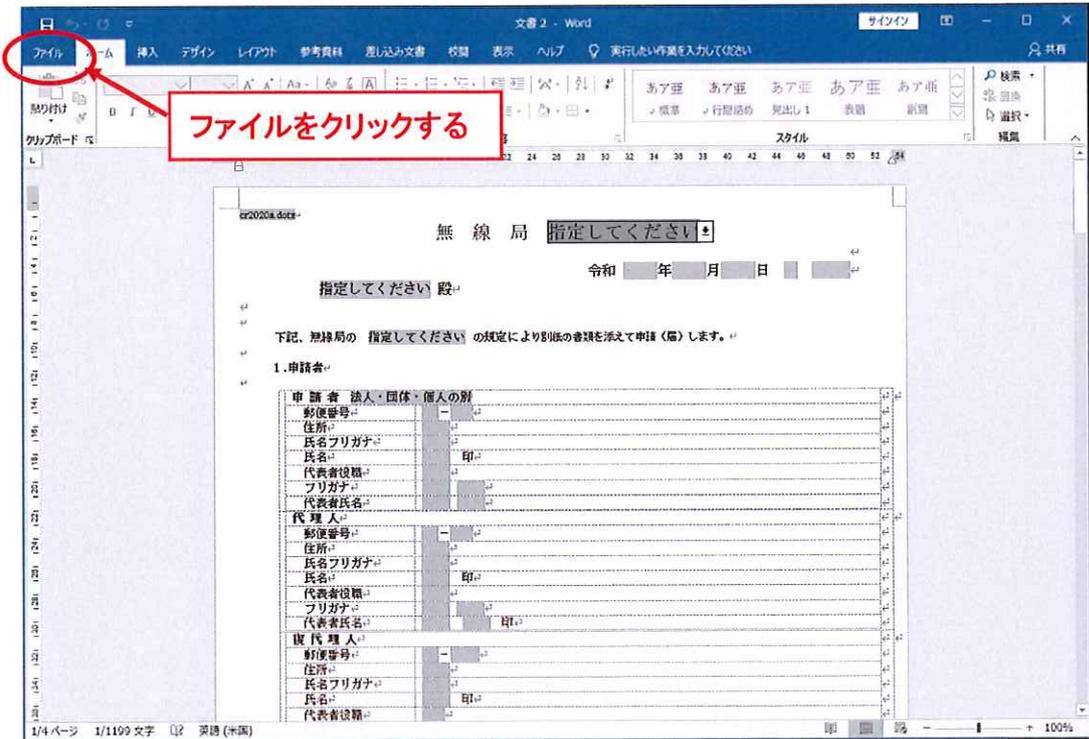
「陸上無線協会(新)」のメニューが表示されない



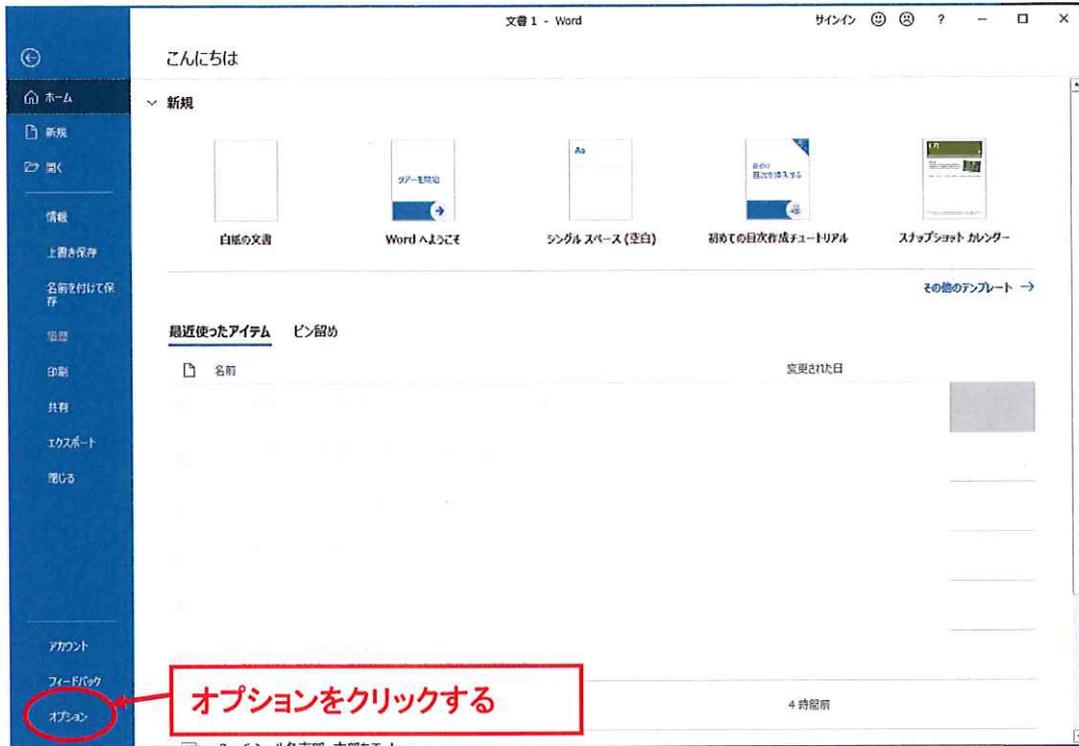
が出ない



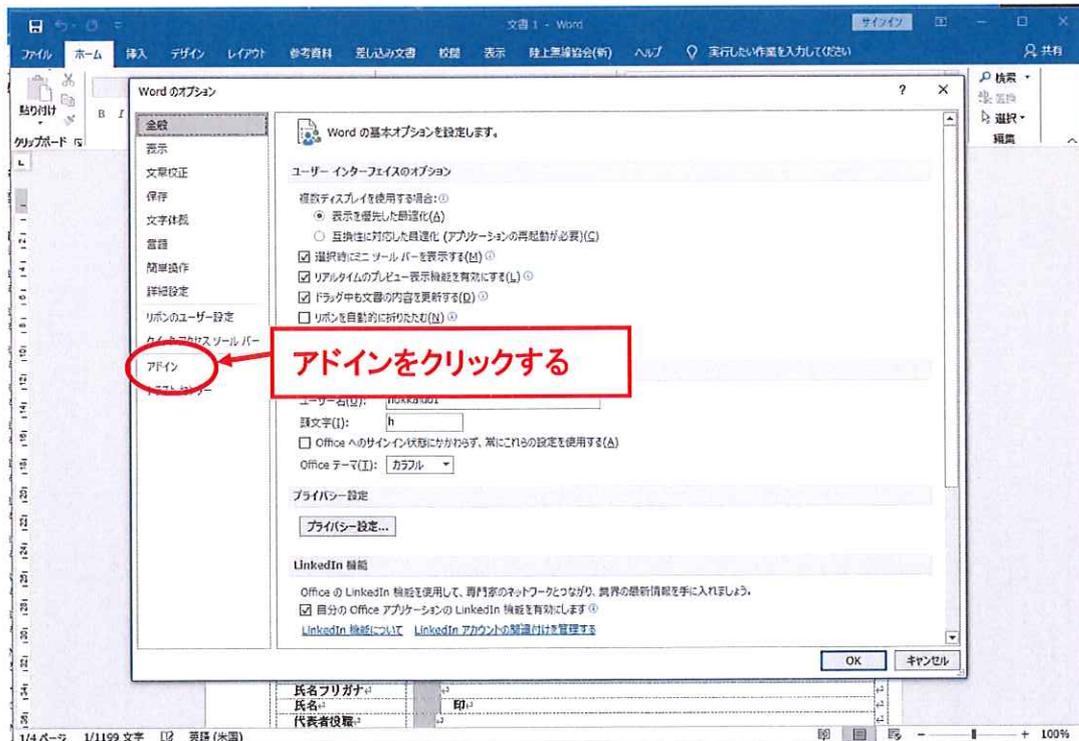
① Word の「ファイル」をクリック



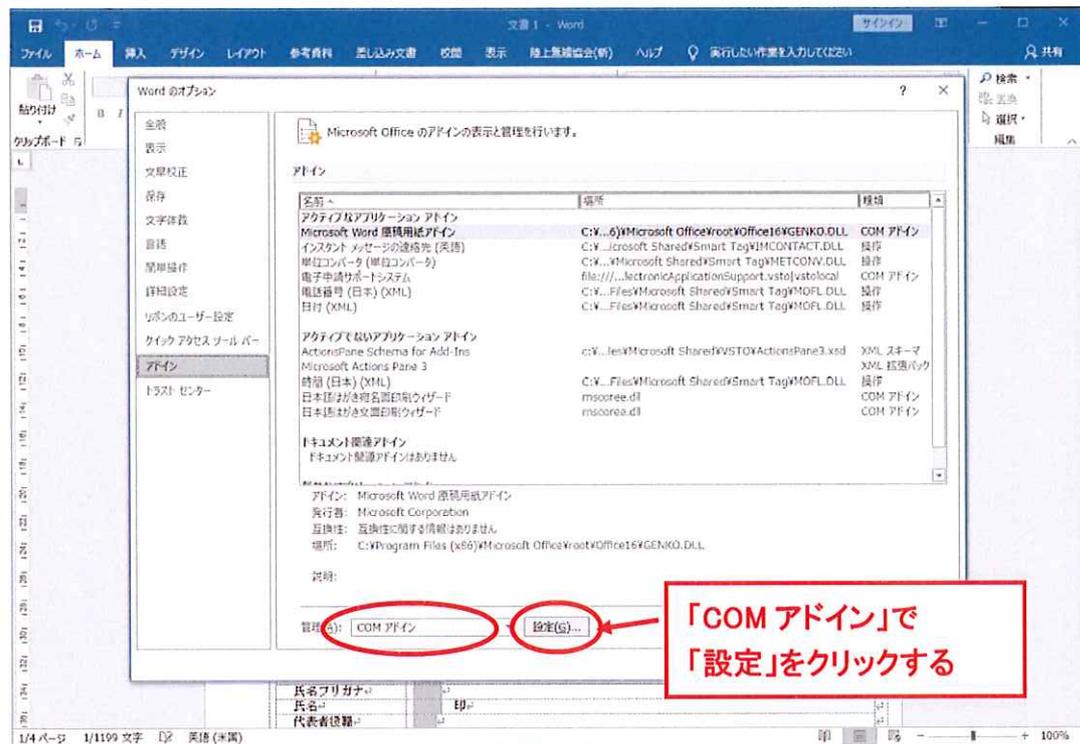
② オプションをクリックする



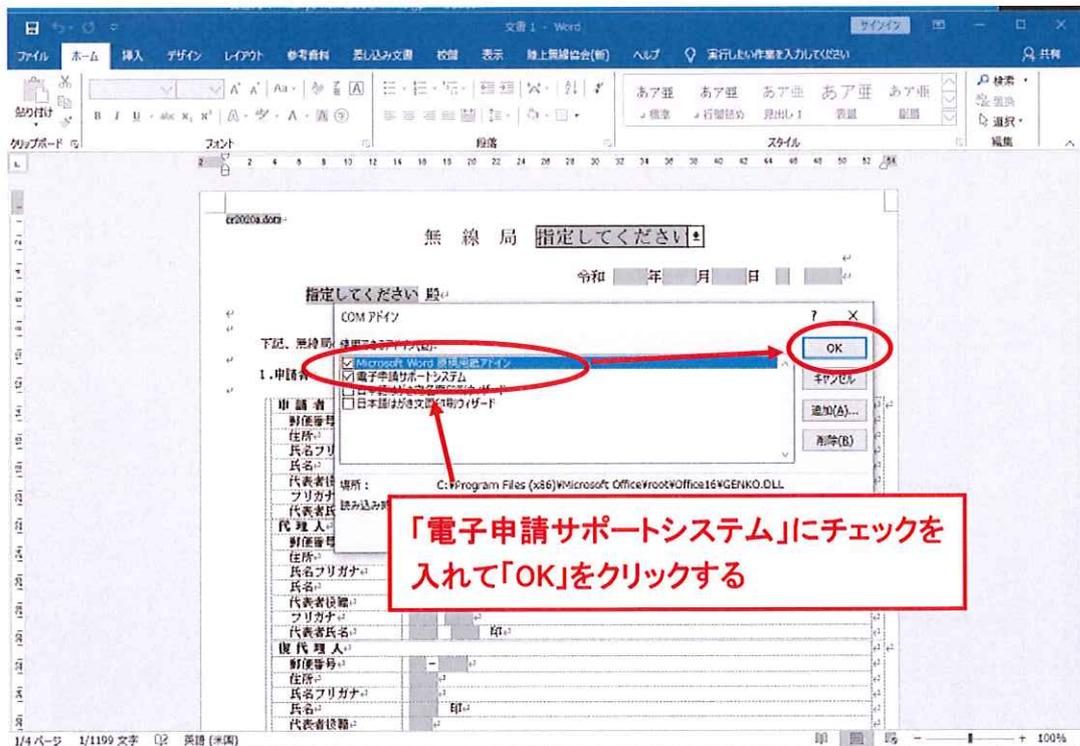
③ アドインをクリックする



④ 「COM アドイン」 設定をクリックする



⑤ 「COM アドイン」のウィンドウが開くので「電子申請サポートシステム」をクリック



⑥ Word を終了し、再度、Word を立ち上げると「陸上無線協会(新)」のメニューが表示されます。

ビットの確認方法

①コントロールパネル

②システムとセキュリティ

③システム Word ソフト 32bit/64bit 版

Word2010/2013/2016/2019

パソコンOS 10 / 8.1 / 7

アカウント

ユーザー情報



サインアウト

アカウントの切り替え

アカウントのプライバシー

設定の管理

Office の背景:

円と縞模様

Office テーマ

カラフル

接続済みサービス:

OneDrive - 個人用

サービスの追加

製品情報



ライセンス認証された製品

Microsoft Office Home and Business 2019

所属先: この製品には以下が含まれます。

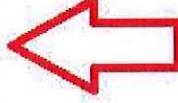


ライセンスの変更



Word のバージョン情報

Word、サポート、プロダクト ID、著作権に関する詳細情報。
バージョン1911 (ビルド 12228.20302 Microsoft Store)



< office のストアアプリの確認方法 >

Word を開き [ファイル] → [アカウント] の製品情報右下に Word のバージョン情報に

「Microsoft store」があればストアアプリです。

デスクトップ版にする必要があります。



ホーム

新規

開く

情報

上書き保存

名前を付けて保
存

印刷

共有

エキスポート

閉じる

アカウント

フィードバック

オプション